

情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会（第15回） 議事概要

1 日 時

平成20年9月29日（月） 16時30分～18時20分

2 場 所

総務省 11階 901会議室

3 議 題

- (1) 前回議事概要（案）の確認
- (2) 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）等に対する意見募集の結果について
- (3) 具体的システム等の提案募集について
- (4) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

伊東主査（東京理科大学）、都竹主査代理（名城大学）、伊丹（東京理科大学）、甲藤（早稲田大学）、小林（矢崎総業）、佐藤（東京工科大学）、高田（東京工業大学）、野田（日本ケーブルラボ）

【オブザーバ】 門脇（情報通信研究機構）

【事務局】 奥、森下（総務省）

5 配付資料

- 資料15-1 放送システム委員会（第14回）議事概要（案）
- 資料15-2 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）等に対する意見募集の結果及びそれに対する委員会の考え方（案）
- 資料15-3 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）等に対する意見募集の結果（案）（報道資料案）
- 資料15-4 携帯端末向けマルチメディア放送サービスに導入を計画又は想定されている具体的システム等の提案募集（案）（報道資料案）

6 議事概要

オブザーバ参加者の紹介、配付資料の確認を行った後、以下の審議を行った。

(1) 前回議事概要（案）の確認

放送システム委員会（第14回）議事概要（案）が了承された。

(2) 携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件

資料15-2に基づき、携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的な要求条件（案）等に対する意見募集の結果について、事務局から説明が行われた後、次の意見等が出された。

- 資料15-2、P. 3、「2」のご意見は車載向けサービスの実現も重要な評価軸とするべきとのご意見である。要求条件（案）「1 システム」、「受信の形態」に自動車による移動受信についての記載があるが、誤解を避けるために要求条件（案）「1 システム」、「サービスの高機能化／多様化」にも、車載向けを含む旨を追記してはどうか。（小林委員）

→委員会の考え方の欄にその旨を追記すれば良いのではないかと。また、今後の報道資料等においても、自動車等の移動受信を含む旨が明確になるよう記述に配慮することとしてはどうか。（伊東主査）

→（異議なし）

- 資料15-2、P. 10、「11」のご意見に対する委員会の考え方として「具体的な方式の検討は今後行われます」としているが、本ご意見は、記載のあるような機能を要求条件として盛り込むべきとのご意見ではないかと。（門脇オブザーバ）

→一般的に、機能を追加することで、システムとしては便利で使い易くなる一方、システム構築時のコストアップ要因ともなる。このような機能の追加は、必要性を含めて今後、議論していくものとし、現時点で要求条件として盛り込むのは難しいのではないかと。（事務局）

→要求条件（案）「4 受信機への対応」、「①」にはこのような機能も含まれるのではないかと。（都竹委員）

→要求条件の中にこのような機能が含まれている項目もあり、また、個別具体的な要求条件であるため、機能の必要性の検討を含めた審議を今後行っていく旨の回答が良いのではないかと。（伊東主査）

→（異議なし）

- 要求条件（案）「1 システム」、「実時間性」において、「緊急警報放送等の迅

速性が重要な場合は」とあるが、「重要な情報については」など、明確な表現に修正した方が良いのではないか。（伊東主査）

→「緊急警報放送等を発するような迅速性が問われるような場合は」との意味合いである。（事務局）

→了。（伊東主査）

上記議論の後、要求条件（案）及び方式公募にあたっての前提条件（案）が承認された。また、本日の議論を踏まえた資料の修正を事務局にて行った後、修正案の照会が各委員へメールにて行われる旨の連絡が主査よりあった。

(3) 具体的システム等の提案募集について

資料15-4に基づき、携帯端末向けマルチメディア放送サービスに導入を計画又は想定されている具体的システム等の提案募集（案）について、事務局から説明が行われた後、次の意見等が出された。

○ 別紙様式、「5. システムの具体的な構成」において、変調方式は伝送路符号化方式に含まれているのか。（佐藤委員）

→その通り。要求条件においても、変調方式は伝送路符号化方式に含まれている。（事務局）

○ 別紙、「4. 留意事項」において、提案の公表の際、匿名を認める記載がある。今後の審議にあたって、提案者名を伏せたまま進めることは実際上は難しいと思うが、修正が必要ではないか。（小林委員）

→当該箇所を削除するよう修正願いたい。（伊東主査）

○ エディトリアルな修正であるが、別紙様式、「3. 要求条件との整合性」において、小項目は「3. 1」等の表現に修正した方が良いのではないか。（都竹主査代理）

→そのように修正させていただく。（事務局）

○ システム提案の公募であるが、個別技術の提案があった場合はどう扱うのか。（野田委員）

→システムとしての公募であるので、個別技術の提案は出てこないものと思料。（伊丹委員）

→標準化機関の様なオープンな場で、これから標準化の議論を行っていくというのであれば、個別の技術提案も受け付けるべきであるが、今回は趣旨が違うのではないか。また、今後の審議のスケジュール上、個別技術の審議も含めると、方式の技術的条件として取りまとめを行うことが難しいと思料。（高田委員）

- 方式公募にあたっての要求条件の中に工業所有権についての記述があるが、1つのシステムに対して複数の団体が特許を持っている場合、公募期間も1ヶ月と限られており全ての特許権者から実施の許諾が得られないために、提案できない可能性がでてくるのではないか。（野田委員）
 - 標準化機関も同じ課題を抱えているが、システムに係わる特許権の実施の許諾は、強制ではなく、任意とされている。つまり、全ての特許権者の同意が得られなければ、議論できないという訳ではない。最終的にシステムに係わる特許権の非排他的かつ無差別な実施が許諾されていけばよい。（小林委員）
 - 今後の検討に際して、要求条件や前提条件をきっちり確認していくことについて、委員会の場で指摘があったことをテークノートしておきたい。（伊東主査）
- 別添3、「今後のスケジュール（予定）」において、委員会の第18回の下に「干渉回避条件」とあるが、これはどのような意味か。また、「技試」とは何を指すのか。（伊東主査）
 - 技試とは技術試験事務のことで、総務省において、マルチメディア放送と他システムとの共用条件等の技術的な検討をするため、電波利用料を財源とした委託試験を本年度実施中。共用条件の検討では、他システムとのガードバンド幅、変調方式の制約、パワー等を検討し、また、SFN成立条件の検討では、同一システム内での混信保護比等を検討していく予定。干渉回避条件、技試と言った文言は修正したい。（事務局）
- 表題が「放送サービスの公募」となっているが、放送システム委員会として公募をかけるのは「方式」であって「サービス」ではない。「放送方式の公募」と修正した方が良いのではないか。（伊東主査）
 - そのように修正させていただく。（事務局）
- 一部では有料放送がメインになるのではないかとされているが、方式公募にあたっては、CASについての記載も求めた方が良いのではないか。今後、国の技術基準を審議するにあたって、CASについてはどこまで立ち入って規定をするのか確認が必要である。（伊東主査）
 - 現在のデジタル方式の技術基準同様、CASについては、MULTI2など規格のコアとなる部分を国の技術基準としていくものと思料。（事務局）
 - アクセス制御については、CASによる方法が前提になると思うが、新たな管理の仕組みの提案があるかも知れない。そのため、要求条件ではCASがでてくることや新たな仕組みが出てくるような記載としている。（伊丹委員）
- 置局の技術的条件については本委員会の所掌外と考えてよいか。（伊東主査）
 - 共用条件・混信保護比等の検討は置局に係わる条件であり、置局に関する技術的条件も含まれている。そのため、報道発表資料においても、今後、技術的条件を

まとめていくにあたって必要となる詳細な技術的な情報を追加で提供いただく旨の記載がある。（事務局）

上記議論の後、携帯端末向けマルチメディア放送サービスに導入を計画又は想定されている具体的システム等の提案募集（案）が承認された。また、本日の議論を踏まえた資料の修正を事務局にて行った後、修正案の照会が各委員へメールにて行われる旨の連絡が主査よりあった。

(4) その他

事務局から以下の連絡事項があった。

- ・ 具体的システム等の提案募集を10/1から約1ヵ月間実施予定。
- ・ 第16回放送システム委員会は、11月中旬若しくは下旬を予定。

以上